

差 押 債 権 目 録

金.....円

債務者（.....勤務）が第三債務者から支給される，本命令送達日以降支払期の到来する下記債権にして，頭書金額に満つるまで

記

- (1) 給料（基本給と諸手当。ただし，通勤手当を除く。）から所得税，住民税及び社会保険料を控除した残額の2分の1（ただし，前記残額が月額66万円を超えるときは，その残額から33万円を控除した金額）
- (2) 賞与から(1)と同じ税金等を控除した残額の2分の1（ただし，前記残額が66万円を超えるときは，その残額から33万円を控除した金額）

なお，(1)及び(2)により弁済しないうちに退職したときは，退職金から所得税及び住民税を控除した残額の2分の1にして，(1)及び(2)と合計して頭書金額に満つるまで